

令和3年4月の保育所等の審査時に判断する

利用調整指数（点数）が変更になります。

- 1、育児短時間勤務制度利用前の就労時間で利用調整指数を判断します。
※ただし、育児短時間勤務制度利用後も、就労要件の最低基準である96時間以上の就労は必要。
- 2、利用調整指数表の『小規模保育事業など地域型保育事業を卒園する子ども（2歳児で保育が満了する場合）』が一律25点で一本化されます。

◎**保育所等に利用申込中で以下の（ア）～（ウ）すべてに該当する方はご連絡ください。**

- （ア）10月以前の勤務就労（内定）証明書で提出している方
- （イ）育児短時間勤務制度前の就労時間が記載されていない方
- （ウ）現況届で新しい就労証明書を提出していない方

※別途、就労証明書を依頼することがありますのでご了承ください。

ご不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
奈良市 子ども未来部 保育所・幼稚園課
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL：0742-34-5086